

岡山市の中小企業向け融資制度

(制度の内容……令和7年6月1日現在)
(利 率……………変動型です)

《 目 的 ・ 用 途 に 応 じ て ご 利 用 く だ さ い 》

	融資の種類	申し込みのできる方(別途欄外参照)	資金の使途	融 資 の 条 件						取扱金融機関
				限度額	融資の期間	利 率	保証料(注①)	保証人(注③)	担 保	
一般事業資金を必要とされる場合	中小企業振興資金融資	市内中小企業者等(小規模企業者を除く)	運転資金 設備資金 (土地の取得資金を除く)	3,000万円	7年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.33%	年0.45～1.76%	保証協会の定めるところによる	必要に応じ 徴求	中国銀行
	一般資金融資	市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業(※)は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下	運転資金 設備資金	2,000万円 (注②)						トマト銀行
	小口零細資金融資	市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業(※)は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下 融資申し込み金額が既保証残高を含め2,000万円を超えないこと	運転資金 設備資金	2,000万円						百十四銀行
短期の資金を必要とされる場合	短期安定資金融資	市内小規模企業者【従業員20人(商業・サービス業は、5人)以下】 (※)サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については20人以下	運転資金	1,000万円	1年以内 (据置き2か月以内を含む)	年1.13%	年0.45～1.76%	保証協会の定めるところによる	必要に応じ 徴求	阿波銀行
新規開業等に際し資金を必要とされる場合	創業資金融資	下記のいずれかに該当するもの ①1か月以内(※)に新たに事業を開始する具体的計画を有する個人 ②2か月以内(※)に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する個人 ③中小企業者が新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する会社 ④上記のいずれかの要件をみたし、創業後5年を経過していないもの ⑤上記①の要件をみたし、創業後5年を経過していないものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を承継させるために新たに設立した会社 (※)認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとするものは6か月以内	運転資金 設備資金	1,500万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.13%	年0.7% (スタートアップ創出促進保証を受ける場合は、0.2%上乗せ)	保証協会の定めるところによる	無担保	香川銀行
	新設 創業促進特別資金融資	特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、下記のいずれかに該当するもの ①6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する個人 ②6か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する個人 ③事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと ④事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと ⑤③が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、③の事業開始以後1年を経過していないこと (※)創業資金融資との同時申込みは不可		500万円		当初1年間 年0% 2年目以降 年1.13%				もみじ銀行 伊予銀行 山陰合同銀行 広島銀行 愛媛銀行
連鎖倒産の未然防止、自然災害への対応など経営安定を図るうえで資金を必要とされる場合、又は売上高の減少等を受け体質改善を図るうえで資金を必要とされる場合	経営安定資金融資	下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①負債総額が1000万円以上ある倒産企業に対して、債権が30万円以上あること又は年間もしくは月間取引額が全取引額の70%以上を占めていること ②激甚災害指定を受けた災害等を受け、罹災証明を受けたもの ③自然災害防止等の目的のために、施設改修等を図ろうとするもの	運転資金 設備資金	1,500万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年1.13%	年0.45～1.76%	保証協会の定めるところによる	必要に応じ 徴求	四国銀行
	体質改善資金融資	下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①最近3か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少している ②最近3か月の平均在庫量が前年の同じ時期の平均在庫量を30%以上上回っている ③最近の売上高対総利益率が前年の同じ時期に比べ10%以上低下している								高知銀行 鳥取銀行 おかやま信用金庫
新技術、新商品・新製品の開発導入等のため機械、設備の導入を図る資金を必要とされる場合	新技術、新商品・新製品開発導入資金融資	下記のいずれかに該当するものとして、市長の認定を受けた市内中小企業者等 ①新技術又は新商品・新製品の研究開発及び導入を図ろうとするもの ②資源エネルギーの節約及び有効利用を図るための機械設備を導入しようとするもの ③ISO及びHACCPの認証取得を図ろうとするもの	運転資金 設備資金 (土地の取得資金を除く)	6,000万円	10年以内 (据置き2年以内を含む)	年1.13%	年0.45～1.76%	保証協会の定めるところによる	必要に応じ 徴求	吉備信用金庫 備前日生信用金庫 笠岡信用組合
事業承継等に際し資金を必要とされる場合	事業承継支援資金融資	下記の①から④のいずれかに該当する市内中小企業者等 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事由に係るものに限る。)を受けたもの ②事業継続が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとするもの ③後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの ④M&A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とするもの	運転資金 設備資金	※要件等により詳細な条件が設けられていますので、別途ご相談ください。	3,000万円	10年以内 (据置き1年以内を含む)	年0.25～1.56%	保証協会の定めるところによる	必要に応じ 徴求	
	事業承継支援特別保証資金融資	下記の①又は②に該当し、かつ、③に該当する市内中小企業者等 ①保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であること ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③次の(ア)から(エ)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(ア)から(ウ)までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(エ)については、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (ア)資産超過であること (イ)EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること (ウ)法人・個人の分離がなされていること (エ)返済緩和している借入金がないこと (※)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)					年0.45～1.76% ※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたものは、0.2%～1.08%			

(注①)保証料はお借入れされる方により異なります。(但し、創業資金融資・創業促進特別資金融資を除く。)
(注②)小口零細資金融資と合わせて2,000万円を限度とする。
(注③)令和6年3月より、一定の要件を満たす場合に信用保証料率を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを選択できます。詳細については保証協会までお問い合わせください。